

。信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
（業務） 第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。 一 三 （略） 四 中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの限り、<u>社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く</u>）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証 2 （略）	（業務） 第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。 一 三 （略） 四 中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの限り、<u>短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する短期社債を除く</u>）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証 2 （略）